

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(抄)

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

- 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。

（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。

- （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

- 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

- 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	<u>大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。</u> <u>関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
硫黄島	<u>関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。</u>

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	<u>資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>
樺太・千島(北樺太を除く)	<u>資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。</u>

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。